

平成24年11月29日

答 申

第1 審議会の結論

鳥取県議会議長が異議申立人に対して行った公文書部分開示決定のうち、全議員の平成23年度政務調査費出納簿に記載された支出、購入先事業者名については、鳥取県議会情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第8条第2号の個人情報に該当するものを除き、開示すべきであるが、その他の部分については部分開示決定のとおり取り扱うことが妥当である。

第2 本件異議申立てに至る経緯

平成24年7月 4日 公文書開示請求
8月17日 公文書部分開示決定通知
9月11日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立て

第3 開示請求の内容等

1 開示請求の内容

- ① 全議員の平成23年度政務調査費の政務調査費出納簿、国外調査報告書、県外調査報告書、政務調査活動報告書、自動車使用記録簿、及びこれらに類する書類
- ② 全議員の平成21年度から23年度における政務調査費補助員に関する一切の資料

2 実施機関の決定内容
部分開示決定

3 実施機関の部分開示決定の理由

- ・情報公開条例第8条第2号に該当（個人情報）
- ・情報公開条例第8条第9号に該当（議員の政治活動に支障を及ぼすおそれのある情報）

第4 異議申立人の説明

1 異議申立ての趣旨

部分開示決定処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 支出、購入先事業者名について

情報公開条例第8条第9号の「政治活動に支障を及ぼすおそれ」の判断に当たっては、総務省の情報公開法開示・不開示マニュアルでもまとめられているように、単なる確率

的な可能性ではなく、政治活動への支障が実質的にあり、法的保護に値する蓋然性のあることが必要であり、そういうものでない限り、いたずらにおそれを使ってはならない。

この観点から考えると、本件のような支出、購入先の開示は議員の政治活動に支障を及ぼすおそれのあるものではなく、また、今まで支障のおそれがあった具体的な例を聞いたこともないため、情報公開条例第8条第9号には該当せず、開示すべきである。

(2) 政務調査費補助員について

情報公開条例ではプライバシーの侵害の有無に限らず、個人情報であれば情報公開条例第8条第2号により非開示情報とされている。そして、情報公開条例では第8条第2号エ及び第10条の規定を設け、議長は個人情報であっても公開することが公益上必要な場合、開示することができる等とされている。この規定は、単に議長が開示できるという権限を定めたものではなく、公益上必要があると認めるときは開示義務があるものと解すべきである。

政務調査費補助員の氏名だけの部分開示では、名義貸しや偽名などの不正が行われている疑念があっても、勤務実態の確認もできないということになる。政務調査費は公金であるので、勤務実態の検証が可能となるように、少なくとも住所、電話番号、給料額は、当然明示すべきである。

したがって、政務調査費補助員の住所等について、全部開示すべきものとする。

なお、青森県は、取引先事業者名とともに個人情報についても開示しており、また、岡山県では、条例に基づく非開示だが、条例の適用のない裁判所の文書送付嘱託に対しては黒塗りのないものが提出されている。

第5 実施機関の説明

(1) 支出、購入先事業者名について

- ・支出、購入先事業者名は、情報公開条例第8条第9号（議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当し、非開示情報として整理しているものである。
- ・支出、購入先事業者が明らかになると、当該事業者と同業を営む支援者等から購入を要望されたり、議員の支援者であることを知られるなど、政治活動に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示情報として取り扱っている。
- ・しかしながら、政務調査費制度の開始当時と比べ、情報公開に対する社会の認識も進んできており、また、多くの人々が利用する大型小売店などや県外のタクシー会社などの事業者名を非開示とする理由は乏しく感じられ、事務処理に当たっては苦慮しながら業務を行っているところである。

(2) 政務調査費補助員について

①基本的な考え方

- ・従来、補助員の給料額、勤務時間数を開示し、氏名、住所等を非開示としていたが、補助員の雇用事実をより明確にするため、今年度からは氏名、勤務時間数を開示し、住所、給料額等を非開示とする取扱いに変更した。

〈取扱いを変更するに至った理由〉

・政務調査費補助員の支出に係る証拠書類は、確実な勤務実態を裏付ける書類もあれば、勤務実態の具体性に乏しいものまで幅広く見受けられ、千差万別といった状況である。とりわけ支払い一覧だけが添付されている場合、勤務実態が不明瞭であり、名義貸しや空雇用の疑いを否定できるものとはなっていない。

・政務調査費補助員の氏名及び勤務時間数を開示することは、勤務実態を明確にし、不正の抑止につながるものであり、これらを県民に情報提供しないことは、県民の利益に反することとなるため、開示が必要と判断したものである。

② 氏名、勤務時間数以外の住所、給料額等について

・政務調査費補助員の私的な住所や給料額、印影等は、個人情報であり、氏名とともに公開されると、悪用され、例えば銀行預金の不正引出し、自宅への訪問、迷惑文書の送付など、平穏な私生活が脅かされ、業務の遂行にも支障が生じるおそれがある。

・県職員等の職務遂行情報や職名、氏名は開示情報であるが、住所や給料額などの公務員個人の私的な情報は個人情報として非開示情報とされており、政務調査費補助員についても、同様に取り扱いすることが適当であると考えます。

(3) 政務調査活動報告書等について

相手方が法人等を代表して議員に対応した場合は、法人等の情報として職名や氏名は開示情報であるが、そうではなく個人として対応した場合は、個人情報であり、非開示にすべきものと考えます。

第6 本件異議申立審議の経過

平成24年10月11日 諮問書を受理
10月19日 鳥取県議会議長が理由説明書を提出
11月7日 意見陳述及び審議
11月21日 審議

第7 審査会の判断等

1 支出、購入先事業者名について

政務調査費は、調査研究に資するための必要な経費の一部として議員に交付され、審議能力を高めることがその狙いである。

議員が行う活動には、政務調査活動の他に、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であるが、政務調査費が公費から支出されるものであることから、政務調査活動とその他の活動とは峻別されるべきである。

よって、公費である政務調査費の支出、購入には、「政治活動に支障を及ぼすおそれ」が介入する余地は少なく、あっても極めて限定的に適用されるべきである。

したがって、今回異議申立てのあった政務調査費出納簿に記載されている支出、購入先事業者名については、そうした「政治活動に支障を及ぼすおそれ」は認められず、開

示すべきものと判断する。

ただし、支出、購入の相手方が個人の場合で、情報公開条例第8条第2号の個人情報に該当すれば、非開示とすべきである。

なお、情報公開条例第8条第9号の規定自体は、政治活動に支障がある可能性も排除できないため、削除する必要はないものとする。

2 政務調査費補助員について

本件の政務調査費補助員への支出に係る書類は、鳥取県政務調査費交付条例第6条第2項の規定により議会事務局長に提出しているものであるが、実際に提出された書類の中には1か月の給料額の支払一覧だけの添付にとどまるなど勤務実態の具体性に乏しいものもあり、勤務実態を裏付けるものには至っていない。

他方、氏名、住所や給料額等は安易に他人に知られたくない最たる個人情報であり、その保護は最大限重視されるべきである。

今回、鳥取県議会議長が行った部分開示決定処分においては、現在の証拠書類では空雇用等の疑いを排除できるものとなっていないことから、不正の防止のための公益上の必要性から情報公開条例第10条の規定により政務調査費補助員の氏名が開示されたものであり、審査会としても不正防止の対応策を講じることは妥当なものとする。

異議申立人は、政務調査費補助員の住所、給料額等の開示を求めているが、一方で政務調査費補助員の平穏な私生活を守ることも重要であり、これらの情報は本来的に個人情報であって、情報公開条例第10条の規定により住所、給料額等までも開示することは、公益上の必要性の見地からも適当でないと考えられる。

よって、政務調査費補助員の住所、給料額等を非開示とした鳥取県議会議長の判断は妥当である。

なお、異議申立人は青森県が個人情報についても開示している旨主張しているが、青森県議会に確認をしたところ、取引先事業者名は開示しているものの、氏名、住所等の個人情報は非開示情報として取り扱い、開示していないということであった。

3 政務調査活動報告書等について

政務調査活動報告書等で非開示とされたのは、調査の相手方の個人名であり、情報公開条例第8条第2号の個人情報に該当する。情報公開条例第10条の公益上特に開示する必要があっても考えられないので、個人情報として非開示とした鳥取県議会議長の判断は妥当である。

第8 附帯意見

第7の2「政務調査費補助員について」に記載したとおり、現在は政務調査費補助員に係る証拠書類は、勤務実態を裏付けるものとしては不十分であり、また、政務調査費の原資が税金であることから、雇用実態が正確に反映される観点で、議員が報告すべき証拠書類を統一した様式にするなど改善・工夫すべきである。